随意契約理由書

1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 香里交野幹線 伏越し部閉塞物撤去工事(R2-1)

2. 随意契約理由

本業務は、香里交野幹線伏越し部において閉塞物があり、マンホールから溢水が発生したため、応急復旧工事を行うものです。

当該箇所は、主要地方道枚方交野寝屋川線に占用している香里交野幹線No.1人孔で溢水が発生しており、早急に対応しなければ交通障害等の恐れがあります。

株式会社久本組は、同一管内で寝屋川流域下水道鴻池水みらいセンター応急復旧工事 (H30-2)及び寝屋川流域下水道鴻池水みらいセンター応急復旧工事 (H30-3)の 施工実績を有し、当該流域の施設状況を熟知しており、必要な資機材の手配及び労務の提供を迅速に行うことができ、早期の復旧が可能です。

以上のことから、本業務を地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第5号の規 定により、株式会社久本組と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。